0

明治 期本願寺における諸 『本山 [日報』 創刊とその後の変遷 達の 通 知に 0 e V 7

瀬 由 美

きな力を発揮したのである。

大

長

はじめに

鉛活字の完成を始まりとする。 も始まった。 開始した。 設され、 とりわけ重要な変化は、 道 [輸送の発達である。日本における活版印 明治時代には 明治二年(一八六九)、長崎の本木昌造による洋式 同年中に日誌 翌五年には鉄道が開業し、 W ŋ 情報の伝達方法は大きく変わった。 ·新聞紙 活版印刷の導入と郵便制 郵便制 書籍などの 郵便物の鉄道搭載 度は明治四 刷の技術導入 の取り扱 年に創 度 いを

明 治政府は、 この 情報の伝達方法の導入を積極的に

進

電 話

発行所

本

願

寺史料研

究所

ル

発行日 発行者 所長 龍谷大学大宮図書館内 京都市下京区七条大宮上 下六〇〇 ○七五一三四三一三三一一

め た。3 行き渡らせるために、この新たな情報伝達の方法は、 新たな法令を日々発した。そうした法令を全国 明治維新後、 政府は近代的な国家体制 立 を

二〇二一年三月三一

赤 松

徹

眞 Н

内線

五四

月、 要となった。 増加する状況で、 命・領主のそれとともに下達されていた。 戸時代には触頭制度のもとで、 報伝達の方法は、どのように変わったのであろうか。 触頭制度は廃止された。一方で末寺への通知事項が 江戸時代から明治時代になった時、 本願寺は新たな時代に即した対応が必 本願寺の通知事項は、 明治十一年三 本 -願寺の 江 情

の通知をおこなうことにしたのである。 を創刊した。活字印刷物による配布方法を採用し、 この変化のなかで、明治九年四月、本願寺は 本山 H

して『本山日報』 は、 明治時代における本願寺の活版印 創刊以降、 諸達の通知がどのように変 刷 そ

遷したのかを、 収集した史料から考察するものである。

活版 節刷 の導入と 本山 H 報 創 刊

技術を学ばせたことによる。(5) 刷所を設けて、印刷・発行したのが『本山日報』 明 H 0 報 | 肩書きのある者が二人記されている。おそらく『本山明治八年四月の編成とする 「諸課所人名記」に、「活板_ が如宗主が九州に赴いた際、 本 一願寺が 創刊に携 活 版 印刷 わった人物であろう。 を取り入れたの その後、 随行員岸田順三に活版印刷 は、 本願寺内に活版印 おそらく『本山 明治五年八月、 である。

明治九年四月十五日 (写真① 次の達書が末寺僧侶に宛てて出

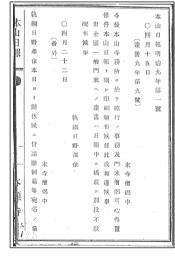
末寺僧侶

置条件、 今後本山寺務所ニ於テ施行ノ事務 本山日報ト称シ印刷頒布候条、 及門末僧侶可心得 此段相達候

但全国 不致配布候事 般門末へノ達書 日報中ニ掲載シ、 別段

執 綱 H 野沢依

そして、その印刷配布物の名称を『本山日報』にすると 本願寺は、 の達書を、 本山寺務所の事務及び末寺僧侶の心得と末 印刷物に掲載して配布することとした。



『本山日報』明治9年第1号 写真①

二十一号」(五月三日) 号は、「達書九年第九号」(四月十五日) 定めた。 『本山日報』の配布方法については、 なお、 創刊号である『本山 までを掲載してい 日報 「日報配布 る。 から 明 治九 「達書第 規則 年 第

で次のように定めた。

H 報配. 布 規則

第一条

日報下付ヲ願出ル者ハ、 銭 ノ手数料ヲ先納スヘシ 部 ニ付半年分金七十五

但一人ニシテ毎号数部ノ下付ヲ願フ者ハ、

之ニ照

準シテ先納スヘシ

券ヲ渡スヘシ

願

人先納金ヲ常例収

納

メ

同掛

ヨリ請

証

第二条

願 人 ハ 、収納掛ヨリ渡シタル証券ヲ願書ニ添へ、 第三条

受

人ニ通知ス

仴 付ニ出スヘシ、 国郡寺号姓名并郵便局 受付ヨリ之ヲ上 ノ所在等ヲ詳 |達スル 如 記 ス

第四

ソノ

郡

姓

名

掌記 掌記受付ヨリ出シタル願 ヲ帳簿ニ記載シ、 手数料 \mathbb{H} 報願 第 五 人ノ帳簿ヲ六月・十二月ノ二回ニ撿査 郵税等ヲ計算シ、 発兌ノ都度之ヲ下付ス 書ヲ撿シ、 先納金ノ過不ヲ願 国

号は、 報配布規則」も六月に定められたのであろう。 「日報配布規則」を掲載する『本山日報』 この 明治九年六月付の達書を掲載しているので、 「日報配布規則」 の制定日は、 記載されてい 明治九年第七 ない。 日

書を点検して、姓名などを帳簿に記載した。この手続後 する場合には、半年分の手数料を常例収納掛に納め、 本山日報』 の請取証券を願書に添えて受付に提出する。 日報配布規則」によると、『本山 は郵送された。 日報』の入手を希望 掌記は質 願 同

年は四である。 は二二であり、 であろう。 『本山日報』 明治九年四月の第一号発行後、 の発行は、 達書などの数に応じて、 翌十年は二五、 定期的におこなわれてはいな 続く十一年は一一、十二 発行していたた その年の ?発行数

明 治十年六月二十九日、 本願寺は末寺に『本山 日 報

ての達書を出した。

末寺僧侶

別段布達不致義二付、 等閑ニ看過シ候者モ有之候趣、 之徒可心得置条件、 昨 全国 九年四日 不都合無之様注意可致、 [月来、 般門末へノ達書等ハ、 本山 一等執事 日 |寺務 自今日報頒布相成候節ハ逐一 報ト題シ印刷頒布候処、 所ニ於テ施行之事務及門 香川葆晃 不都合ノ至ニ候、 総テ日報ニ掲載シ、 此段更ニ 相 右

加えて末寺に このように、 『本山日報』 『本山 日報 を看過しないようにと達して 発行時 の事 ・柄に再度言及し、

れた。 本山 H 報 廃止の達書が 出

末寺僧侶

中

布規則、 為致 前 次第有之廃止候、 Ш 所 過 日報ト 日報 ル ニ於テ施行ノ事務及門末僧侶 明治九年四月十五日達書第九号ヲ以、 ヲ以頒布仕来候 ノ儀ハ、 就 称シ印刷頒布 テハ 同年日 廃止候儀卜可 依テ今般真報社 事項 候旨相 報七号付 相心得 達置候処、 録 総テ龍谷新報 可相心得置条件、 ラ以相達候 プ請 此段相 願ニヨリ、 右 本山寺務 ハ詮議 達 へ登 H 報 従

但 l龍谷新報頒布手続之儀 ハ、追而 可 柏 達 事

治十三年二月二十 应 権大教 芷 近 2 松摂真

Н

号がついたもので、 外」である 種類ある。 頭に発行年と号数が記載されている。 山 と説明しているが、 日 本山 廃止の達書が出される前、 報』に変化が生じている。『本山日報』 日報 一つは何番目の達書であるのかを示す通し番 廃 止の理由 その内容については触れてい もう一つは通し番号のない を、 明治十二年八月頃から、 「詮議、 ノ次第」 掲載する達書は二 がある は、 「達書番 その冒 な から 本

第四号は、五月十一日「達書番外」 通し番号の付いた達書が続いている。 治十二年第四号まである。 『本山日報』 の発行年と号数の記載は、『本山 この 本山 から始まり、 日報』 明治_· H 十二年 その後 報 明

号」である。「達書十三年第一 での達書が続いている。「達書第三十三号」前後の達 掲載されている。さらに、「達書第三十三号」の後ろに 二十六日「番外イ」から「番外ホ」までの れている達書は、 「イロハ…」に変更されている。 「番外ム」の次に掲載さ しかし、 九月四日 何番目の達書であるのかを示す方法は、 九月四日「達書第三十三号」の前に、 「番外へ」から十二月十二日「番外 明治十三年一月六日 号」に続く達書は、 「達書十三年第一 五つの 数字から 達書 「ム」ま 八月 が

> の通し番号を付けるものと、 み記すものになっている。 番号を付けずに「番外」と

0)

ら変化 ている。 Ш を付けるようになってからの用紙は、 下部に「本願寺」と印刷されている。 日報」 使用する用紙も、 がある。 の文字を無くし、 創刊当初から、用紙は 前記の「番外イ」 下部の 「本願寺」のみとなっ 上部に 達書に を掲載するもの 上部にあった「本 ーイロ 本山 H

月、 寺法編成のための事務局設置の達書である。 達書である。 正 設置したのであった。「番外イ」は、 所の東京移転計画」直後の時期にあたる。 副総組長・ 達書番号の付け方と用 明 如宗主は東京に移り、 正副組長より組内末寺へ伝えるようにとの 通し番号に戻る「達書十三年第一号」は 紙に変化 築地別院内に改正事 のある時期 明如宗主の帰山を、 明治十二年 がは、 一務所を 寺

変えることは不可避となっていた。このために、 寺務所の東京移転計画 0) 廃止が検討されたのではないだろうか。 が終わり、 本願寺の体制

本山 日 報 後の変遷

龍 谷新 報 教海 新

同年九月、 刊され、 明 治十三年二月、 『本山日報』 教海新潮 「龍谷新報」 の掲載事項を引き継 と改題された。 は、 東 京の真報 社 L から

5 潮 本 教 願寺は 海新 購読を末寺に勧 潮 教 までの 海 新 潮 と勧めた。 (国) 経緯を説明と 0) 諭告」 っするとともに、 本 山日 報 教 海 か

誘シ、 題 真 従 シ、 報 前本山ニ於テ施 本 社ニ委托ス、 該新紙購求ス 隔 山 日報ニ掲ケシ処、 日発兌ス 行ノ事務及門末ニ於テ可心得置条 右龍谷 ルニ付、 ヘシ 新報 龍谷新報発兌之砌 派 内 ハ即今教海 有志 靟 新潮 相 豆二 当分 **卜改** 勧

過

但 目 購 明 番地 求セントスル者ハ、 半四 真報社 年 月 直 通報スヘシ 東京京橋区三 寺務所 干 間 堀 亍

をはじめ宗義に関係することを掲載する新 掲載した。また広告欄で、 谷日報」という欄を設け、 本願寺派内の人たちに読むことを勧め 海新 潮 は、 本 紙 面 第 本願寺の達書や人事 『教海新潮』を本願寺 面 0 「官令」に続 た値聞 であ \dot{O} 11 任免を るとし Ó 7 `録事 龍

刊 2した。 (ほ) 明治十六年二月二十三日、 真報社は 『教海新 潮 を休

一奇 H 新報』・ 開 明 新 報

などの掲載欄のタイトルは、「龍谷日報」から「本山録事」 は、 海新 奇 潮 H 新 報6の 休刊により、 変更され た。 本願 これ 一等の にともな などの 達 掲 載

> となっ 報 を継承 夕 して イトル は変更され たが、 掲載内容は

『され 明治十六年七月二 十五 H 教 務 所に宛てて、 次 0

達

が

出

H

教 務

為メ、 之通本 ヒ視 置候条、 尤該新報将来維持之助 非常節減ニ付、 旨 ル明治十三年二月已来、 察 明 区内末寺僧侶へ諭 本末ノ事情及緊要ノ論説等、 Ш **日録事記** 各自一己或ハ申 教海新潮引続奇日 載 自今配布之儀相廃シ候、 ハ勿論、 成トシテ、 達 合等ニテ、 本山 教学振起ニ付 可 新 致、 報配 費 布致. 此段相達候 ラ 時金額 以 精 時 々 Þ 来 門末奨 、候処、 購 掲載為致候、 就 正 ヲ付与致 求 テハ是迄 副 候 組 斺 様 長 及

治十六年七月二十 五. H 執行 長谷川 楚教 致

止し、 経費で送付していたが、 遷した。 新報』から 本山 各々で購入するように指 H 本願寺は、 報 『教海新潮』に、そして『奇日新報』へと変 廃 止 後、 これらの新聞を正 本 費用節減を理由 で願寺の 宗した。 諸 達 0) 副 掲載 組長及び視察に 紙 て配 は、 布 一龍 を停

た。(18) の掲載を継続するので、 が廃止されても、 奇日新報』 はこの達に呼応して、 本山録事」 組長などに自費での や本願寺に関係する事 本 願 寺 購 0 買 入を求 11 上 げ

めている。 2000 止した。しかし一方で、 上に必要であるとして、 九月十二日、本願寺は教務所を含むすべての配 末寺に 本末の事情・教学や時勢を知る 『奇日新報』の購読を勧 品布を停

治十九年四月十六日、 次の達が末寺に出された。

末寺

本山諸達書之儀、 ヲ以テ配布スルヲ公式トス、 明治十九年四月十六日 来ル五月一 日以 此段相達候事 執行長 後、 奇日新 利井明朗 報付録

任免事項が掲載された。 で綴られた。それまでの 配布することで「公式」とした。この達以後、 日新報』本紙面の後ろに 本願寺は、諸達を『奇日新報』 「本山録事」は本紙面内に残り、 一付録 付録に掲載し、これ 本山達書」のタイトル 諸達は『奇

経営を譲渡して、拠点を東京から京都に移した。(②) 。奇日新報』発行所の新報社は、 明治二十二年二月に

を引受け、其組織を一変して」、『開明新報』を発行する 奇日新報』 『奇日新報』は、 の発行終了と、十一月一日から「『奇日新報 同年十月二十七日の「特別社告」で、

(三) 『本山

。奇日新報』 開明新報』 発行という二つの発

> を出した。 (24) 表後間もない明治二十二年十二月十日、 本願寺は次の達

来ル二十三年一月ヨリ、本山ニ於テ本山月報ヲ発行ス 明治二十二年十二月十日 執行長 大洲鉄然

末寺 般

本山諸達書ハ来ル二十三年一月ヨリ、 スルヲ以テ公式トス 本山月報ニ登

載

明治二十二年十二月十日 執行長 大洲

それに本願寺の諸達を掲載することで「公式」にすると 本願寺は、『本山月報』と名付けた刊行物を発行し、

明治二十三年一月二十五日、第一号を発行した。(写真② 『本山月報』 の発行所を本願寺執行所簿書部に置き、



写真② 『本山月報』第1号 明治23年1月25日発行

そして、 号外を発行した。二回目の号外で、発行回数を毎 る月一回と号外であった。 もしくは二回としたが、 した。その後、二月二十五日と三月六日と二 発行は「定時発刊」とし、 『本山月報』を本願寺の「公報」であるとした。 実際の発行は、 翌二月十日に第二号を発行 発行日の 回続い 変動 月一 口 寸

に掲載された。 雑記・報告の一 両堂録事・室内録事・ 『本山月報』の掲載事項は、 項目と定められた。(四) 任免辞令・褒章黜罰・ 法度・教示・ 諸達は 達示・ 教学記事 達示」 訓 告 内

歩を促すためと示した。 「窓」の発行を、本願寺と末寺を結び、 ニ事務ノ発達進歩センコトヲ期セリ」と述べた。『本山 鉄 S 然は、 回之ヲ門末ニ配布セシメ、以テ本末ノ気脈ヲ通ジ、 明 治二十四年一月六日、 「山内ノ録事ト地方教学ノ形況ヲ登載シ、 事務始の式で、 事務の発達・ 執行長 公の大洲 進 大 月

た。この冥加金を納めると、「本山月報冥加金進納者」加金」として一ヵ年に三〇銭以上の納付で送付するとし 0 掲載された。 閲覧が必要であるから「代金」の名目ではなく、 『本山月報』の入手方法は、 金額とともに住所・寺名・氏名が 派内 の僧侶ならびに |本山 月 門徒 「冥

乙号達書が掲載されている場合のみ配布するとした。 は、 『本山月報』によって諸達を末寺に通知しようと 正副の組 長が冥加金を納 めないときには、

> していたことの あらわれである。

願寺と末寺とのつながりに支障が生じるとして、 するとしているにもかかわらず回覧していない、 に申し出るようにと、 一副組長も閲覧していない しかし、 0) 回覧がおこなわれない時は、 正 副組 長が 本願寺は末寺に「注意」として伝 『本山月報』 状況がある。 を組 組内の末寺は組 これにより、 内 の各寺に さらに 回 山 本

月報

正

等を印刷する号や る号もあった。 「本山月報」 の裏表紙に、 (写真③)、「本山法要一 掲載記事の内容や入手方法 覧」を印

集の材料とするために、読者からの記事を求めた。とした。さらに第一五号から継続して、『本山月報 とした。さらに第一五号から継続して、 者が本願寺の法令を熟知するのに役立たせる予定であ 編纂して『本山月報 明治二十四年二月、 本願寺は、 0) 付録を刊行し、 法度・ 規則などを類 『本山月 報 編 る 読 従

これらは、事務始の式において、執行長大洲鉄然が 本



写真③ 『本山月報』第6号 明治23年7月10日発行 裏表紙

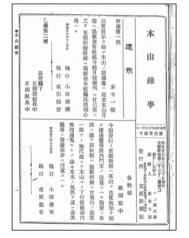
世界報』について指摘したことを反映していた。
山月報』について指摘したことを反映していた。
山月報』について指摘したことを反映していたが、明治
本願寺と末寺を結ぶものと位置づけられていたが、明治
本願寺と末寺を結ぶものと位置づけられていたが、明治
本願寺と末寺を結ぶものと位置づけられていたが、明治
本願寺と末寺を結ぶものと位置づけられていたが、明治
本願寺と末寺を結ぶものと位置づけられていたが、明治
本願寺と末寺を結ぶものと位置づけられていたが、明治
本願寺と末寺を結ぶものと位置づけられていた。

明治二十六年三月三十日 執行 小田仏乗報付録ニ掲載発布候条、此段相心得へシ載発布候処、今般月報廃刊ニ付、已来ハ之ヲ京都新法度教示ヲ始メ本山ノ諸達書ハ、従来本山月報へ掲法度教示ヲ始メ本山ノ諸達書ハ、従来本山月報へ掲

(四)『京都新報』

設け、 諸達は 黜罰・任命辞令・教学記事・報告・雑記などが掲載された。 掲載された。『京都新報』に付録として「本山録 により「発布」とした。(写真④ 『本山月報』 『本山月報』に掲載されていた達示・諭告・褒賞 『本山月報』と同じ「達示」 廃止後、 本願寺の諸達は 内に掲載され、 『京都 新 事 報36 を

べて掲載されているとして、正副総組長・正副組長・各本願寺は、『京都新報』に派内門末に必要なことがす



写真④ 『京都新報』第2072号付録 明治26年3月30日発行

教校総副監・各選区総代会衆に、無料で配布した。(38)

説明した。 総別の理由については、「都合により」とだける新報』廃刊の理由については、「都合により」とだける。『京として『教海一瀾』の創刊を、教海雑誌社は発表した。『京明治三十年七月、『京都新報』廃刊と、その「相続者」

(五) 『教海 | 瀾]

水原慈音

達令」として、法度・教示・諸達を掲載した。『京都新報 た。その後、 は明治二十五年八月に執行となった水原慈音の筆であ してまとめることなく、 本山録事」に掲載していた他の事項は、 本願寺諸達の掲載方法は、第三号まで定まっていない。 が創刊された。 治三十年七月二十五 号 (明治三十年七月二十五日) 写真や記事内容を載せるものとなった。 『教海 (写真⑤) 瀾 本紙面に掲載された。 月 の表紙は、 教海 命名は明如宗主で、 雑誌社 は、 タイトルを横文字 「本山録事」 付録に「本山 より 「教海

容は、 内に掲載された。 面 第 内に 『京都新報』 本山 明 (治三十年八月二十日) . 録 事 を引き継ぎ、 の欄を設けた。 諸達はその「本山達令」 は 「本山」 付録では [録事] 内 本

頁の欠頁で不明である。山録事」の欄を設けての掲載であったかどうかは、当該掲載した。その他の事柄は本紙面に掲載しているが、「本扱いとなった。「本山達令」を付録として設け、諸達を扱いとなった。「本山達令」を付録として設け、諸達を

治三十三年 山 本 は 同じであっ は [録事] 紙 第三一号 第四号 教海 教海 面 の後ろから首部に変更された。 の散逸を防ぐためとした。そして第六〇号 (明治三十年九月十六日 た。 瀾 瀾 (明治三十一年十月二十六日) 月十九日) の付録扱いのままで、綴り込みの場所が 第四号以降も、 の付録となったが、 から、 この扱い方が継続された。 「本山録事」 掲載事 から、 その理由を、 で、「本山録事」 ず項は第二 は付録では 本 Ш 本 明



写真⑤ 『教海一瀾』第1号 明治30年7月25日発行 表紙

なくなり、そのまま首部におかれた

おこなうことを望んだ。(42) 精密に報道し、 教海雑誌社は、 これにより、 本願寺派僧俗の 教海 各組 瀾 長が組内の末寺に購読勧誘 を政 方向性を示すもの 教 問 題 に 0 V であ て迅 速

九月、 変更している。 ⁽⁴⁵⁾ 谷週報』の廃刊により、 報』にも「本山録事」 を発行した。この後、『教海一明治四十二年二月二十七日、 末寺に無料で配布されることになった。(4) 『龍谷週 報 は廃刊となった。 が掲載されていた。 発行回数を月 瀾 教海雑誌社 『教海 0) 発行回数を月 回 明治四-は から月二 瀾 電龍 十三年 は 週 谷 口 口 週

昭和十四年十月創刊)へと続いた。諸達の掲載は、『教海一瀾』の後継である『本願寺新報



写真⑥ 『教海一瀾』第460号7月号 明治42年7月1日発行 表紙

本願寺の諸達掲載の変遷

h 24	Ail Til	<i>ኒ</i> ት ተጠ	マシスニコピ	1H1 +LII
名 前	創刊	終刊	発行所	典 拠
本山日報	明治9年 4月15日(1)	明治 13 年 2 月 24 日(2)	本願寺寺内 印刷所	(1)『本山日報』明治9年第1号 (2)「番外」
龍谷新報	明治 13 年 2 月 (3)	明治 13 年 9 月 (4)	真報社	(3)(4) 上坂倉次「開導新聞より開明新報 まで 一本邦仏教新聞発達史(二) 一」(『明 治仏教』第1巻第4号)
教海新潮	明治 13 年 9 月 (5)	明治 16 年 2 月 23 日(6)	真報社	(5) 同上 (6)『教海新潮』第 430 号
奇日新報	明治 16 年 2 月 3 日(7)	明治 22 年 10 月 27 日(8)	新報社	(7)『奇日新報』第1号 (8)『奇日新報』第1144号
本山月報	明治 23 年 1 月 25 日 (9)	明治 26 年 3 月 30 日(10)	本願寺執行所 簿書部	(9)『本山月報』第1号 (10)『京都新報』第2072号
京都新報	明治 26 年 3 月(11)	明治 30 年 7月(12)	京都新報社	(11) 明治新聞雑誌文庫所蔵検索システム (http://www.meitan.j.u-tokyo.ac.jp/) (12)『教海一瀾』第1号
教海一瀾	明治 30 年 7 月 25 日(13)	昭和 14 年 10 月 (14) *	教海雑誌社	(13)『教海一瀾』第1号 (14)『教海一瀾』第871号

^{*} 各種定期刊行物の総合統一と用紙統制により、『教海一瀾』を含む6誌が『本願寺新報』 に統合された。

11

なかった。

た。ここにおいては規の発布は、日法規の発布は、日

. ても、 印刷

謄写されたものを正本とするとし本願寺は「法規通則」を制定した。

法規の通知については定められて

願寺の「公報」と位置づけた。 0 山 配 達の「公式」な通知をおこなう刊行物としていた。 は掲載しないとしている。 の印刷頒布を示した達の但し書きに、 掲載 **!布スルヲ公式トス」としている。続く『本山月報』を、「本** ノ録事ト地方教学ノ形況ヲ登録スルモノ」であり、 法的な規定はこのような状況であったが、 奇日新報』 教 海 瀾 諸達を「公式」とするとした。 で、 の公的な位置づけの如何につ 諸達について「奇日新報付録ヲ以 本願寺は、 そして、『本山 達書は同紙以外に 本山 日報 『本山』 W 月 ては、 報 日報 を諸 本 示 テ

法制度上の伝達について

受け「公告」することとしている。(46)

の成立要件は集会の可決後、

法主の允可と執行の署名を

その通知方法につい

本願寺の法制度ではどのように定めているのだろうか。

本

願

寺から

出され

る法度・

諸達などの通

知について、

明治十三年に定めた「真宗本願寺派寺法」では、法度

ては、定めていなかった。明治十九年に認可布告した「真

宗本願寺派宗制寺法」は、明治十三年における「公告」を

諸達については、何も触れていない。

「公示」に変更した。

明治三十四年三月、

寺はこの されていない。とはい たのであろう。 事)「本山! 掲載事項は [録事] 本山 を、 え、 月報』 『教海 "本山月報" を踏襲している。 瀾 と同じ扱い における 本 願 Ш

四 本願寺と新

明治政府や、 もに新聞に掲載することは、 0 るが、四年間で終了した。 時期はあるものの、 本山 法令などを伝達する方法として、 日 報 自治体でもおこなわれてい は本願 ※寺の諸達を印刷発行した嚆矢であ 諸達は新聞での掲載が続 本願寺が発行した『本山月報 『官報』が発行される前 掲示場への掲示とと

置い上げの停止は新報社の経営にまで影響を及ぼした。 の買い上げ停止を理由とする代金の支払いを求めている。 『奇日新報』を発行する新報社は「社告」で、本願寺の掲載となったと、本願寺は説明した。 (望)の で、本願寺は説明した。

本願寺が買い上げて末寺に配布していた。『京都新報』の後継となる『教海一瀾』も、配布された。『京都新報』の後継となる『教海一瀾』も、買い上げの停止は新報社の経営にまで影響を及ぼした。

年十月開催の本願寺の集会に、新報社への補助金を願う集会に提出された建議や建白からも窺える。明治二十五本願寺から新聞社への資金援助については、本願寺の

掲載することを求める建白を提出した。と、さらに『本山月報』を廃止して、その記事を新聞に建議案が提出された。毎日新報社も、毎月の補助金給付

否は、新聞社にとって重要な事柄であった。の支えを得ることを意味していた。そのため、掲載の可の支えを得ることから諸達の掲載は、本願寺による資金面

おわりに

、『本山日報』発行後の変遷を記した。本稿は、明治時代における本願寺の諸達の通知につ

しかし、諸達の掲載は、今回紹介した刊行物以外でも終了するときには、次の掲載先を明らかにしていた。知は、本願寺を離れた刊行物でおこなわれた。刊行物が『本山日報』終了後、『本山月報』を除いて、諸達の通

めている。 ・ はこなわれていた。本願寺は『本山月報』発行中に、『東 が記されていた。本願寺は『本山月報』発行中に、『東 は『記』の掲載は、今回紹介した刊行物以外でも

身である『京都毎日新報』 が出される前年の明治二十五年七月、 願寺の諸達を掲載する新聞 寺が「公報」とした ているとして、 本山月報』 0) 本願寺は末寺に購読を勧め 廃止と『京都新報』 本山 出はあっ にも「本山 [月報] 発行中に 録 『京都新報 0) 事 諸 てい おいても、 でいる。 が掲載され 達掲 0 本

明治になり、多数の新聞が創刊され、一般紙に加え

願寺の保護を求めたという。 侶の山本貫通が運営にあたっていたことも、 て仏教系の新聞や雑誌も多数創刊した。 る者もいた。(55) つながりを示している。 新しい新聞の発行にあたり、 奇日新報』 ・ャーナリストとして活躍する者も多かった。 の僧侶の干河岸貫一のように経営に関与す 干河岸は 『教海新潮』 干河岸とともに、 本願寺の執行石原僧宣に本 の真報社を退社後、 僧侶の中には 本願寺との 本願寺僧 さらに、

本願寺自らが『本山日報』・『本山月報』を発行して、本願寺自らが『本山日報』・『本山月報』を発行して、本願寺の話達を掲載することは、新聞社にとって経済的な援助を得ることであった。多数の新聞・雑誌が創刊・廃刊した明治時代において、本願寺からの支援のもつ意味は大きく、新聞社の経営安定に直結を関することであった。

事例もある。 「寒洋新報」とは無関係であると、末寺に表明したて、『東洋新報』とは無関係であると、末寺に表明したけていたが、本願寺は『中正日報』への合併を理由にしていたが、本願寺は『中正日報』への合併を理由にしていたが、本願寺は『本山録事』掲載の許可を受した。

て検討することが、今後必要である。との複雑な関係が浮かび上がってきた。その関係につい『本山日報』創刊以降の流れを追うと、本願寺と新聞

注

(1) 中根勝『日本印刷技術史』(八木書店、平成十一年)、

島屋

『本木昌造伝』(朗文堂、平成十三年)。

- (2) 井上卓朗・星名定雄「郵便の歴史―飛脚から郵政民営化ま会(2) 井上卓朗・星名定雄「郵便
- 『室内史料小註』本願寺史料研究所(以下、史料研)保管。き、十月二十一日に長崎から神戸へ向かった。上原芳太郎稿(4) 明如宗主は、明治五年八月五日に九州巡化のため小倉に行
- (5) 本願寺の活版印刷導入については、護持会財団編 なお、 第三〇〇〇号(本願寺新報社、平成二十一年六月十日)による。 寺新報社、 間次郎麿、 芳』(護持会財団、 順三」としているが、 (本願寺新報社、 岸田順三については、 昭和十四年)、『本願寺新報』第一〇〇〇号(本願 昭和十八年九月五日)、 「昭和二年)、上原芳太郎編『蓮位と頼恭』 (下 昭和五十五年二月一日)、『本願寺新報。 『蓮位と頼恭』では 『楳牕余芳』・『本願寺新報』では 『本願寺新報』 「治三郎」とする。 第二〇〇〇 『楳牕余
- 以下の史料引用でも同じ扱いをした。
 史料引用にさいしては、読みやすさを考慮して、読点を加えた。(7)「達書九年第九号」(『本山日報』明治九年第一号)。なお、

- (8) 「付録」(『本山日報』明治九年第七号)。
- (9) 「達書第五十八号」(『本山日報』明治十年第一二号)。
- (10) 「番外」。
- 二出版、平成三十年)。 西直樹編『明治仏教研究事始め―復刻版『明治仏教』―』 不西直樹編『明治仏教研究事始め―復刻版『明治仏教』―』 不(1) 明治仏教史編纂所編「明治年間仏教関係新聞雑誌目録」(中
- (中西直樹前掲書)。 史 (二) ―」『明治仏教』第一巻第四号、昭和九年十一月一日史 (二) ―」『明治仏教』第一巻第四号、昭和九年十一月一日 (12) 上坂倉次「開導新聞より開明新報まで―本邦仏教新聞発達

(13)「諭告」明治十四年一月(「龍谷日報」『教海新潮』第九一号、『教海新潮』真報社、東京京橋区三十間堀町二丁目一番地。

明治十四年一月八日)。

- 告は複数号に掲載されている。(4) 『教海新潮』第五一号、明治十三年十月十四日。同文の広
- (15) 「雑報」(『教海新潮』第四三○号、明治十六年二月二十三日)。
- 『奇日新報』新報社、東京本所区外手町三十九番地。
 (16) 「広告」(『奇日新報』第二七号、明治十六年四月一日)。
- 日新報』第八九号、明治十六年八月九日)。(17)「乙第二十二号」明治十六年七月二十五日(「本山録事」『奇
- (18) 「社告」(『奇日新報』第八四号、明治十六年七月二十九日)。
- 日新報』第一一〇号、明治十六年九月二十一日)。(19)「乙第二十七号」明治十六年九月十二日(「本山録事」『奇
- (20) 「甲番外」明治十七年八月七日)。
- (21)「甲第十二号」明治十九年四月十六日(「本山録事」『奇日

新報』第五四六号、明治十九年四月二十五日)。

(22) 上坂倉次前掲論文

本町第五番戸。 ると、発行所は新報社、所在地は京都市油小路御前通下ル玉ると、発行所は新報社、所在地は京都市油小路御前通下ル玉のと、発行所は新報』第一〇七三号(明治二十二年六月一日)によ

- (23) 『奇日新報』第一一四四号、明治二十二年十月二十七日。
- 山達書 自明治二十年至明治二十二年』龍谷大学図書館蔵)。「甲達第五号」・「甲達第六号」明治二十二年十二月十日(『本

24

『本山月報』真宗本山本願寺執行所簿書部

25

(26)「報告」(『本山月報』第一号、明治二十三年一月二十五日)。

なお、第一三号(明治二十四年二月二十一日)からは、「両報告」(『本山月報』第一号、明治二十三年一月二十五日)。

 $\widehat{27}$

堂録事」が「法要録事」となった。

- (28) 「雜記」(『本山月報』第一二号、明治二十四年一月十五日)。
- (29)「報告」(『本山月報』第一号、明治二十三年一月二十五日)。
- 二十三年二月十日)。 二十三年二月十日(『本山月報』第二号、明治
- (31)「雑記」(『本山月報』第一三号、明治二十四年二月二十一日)。
-)「雑記」(『本山月報』第三号、明治二十三年三月十日)。

32

(33) 「報告」明治二十三年七月一日(『本山月報』第一五号、明

況」・「教会布教の形況」・「監督教誨上の形況」・「前諸項に属教所の定期臨時法要及ひ信徒法義上の形況」・「教校学事の形る形況」・「組長所管の各寺々族門徒法義上の形況」・「別院説募集記事は次の七項である。「総組長所管部内の教学に関す

せさる事項」。

- 明治二十四年八月二十一日)。(3) 「報告」明治二十四年八月二十日(『本山月報』第一九号、
- よると、発行所は京都新報社、所在地は京都市下京区油小路(36) 『京都新報』第二○七二号(明治二十六年三月三十日)に『京都新報』第二○七二号付録、明治二十六年三月三十日)。

御前通下ル玉本町

- <u>37</u> 二七四三号(明治二十九年十二月二十九日)までである。 に、 ある。続く第二七四六号 (明治三十年一月七日) の「本山録事」 料研では、 分から『京都新報』 「本山録事」が 『京都新報』 『京都新報』 付録の文字はない。おそらく明治三十年発行 『京都新報』] 付録ではなくなったのであろう。 第二七四四号・第二七四五号は欠号で] 付録として確認できるのは、 史 第
- 魚棚四丁目九番戸。 (39)『教海一瀾』教海雑誌社、京都市下京区下魚棚通猪熊東入
- (40) 「報告」(『教海一瀾』第一号、明治三十年七月二十五日)。
- (4) 「社告」(『教海一瀾』第三一号、明治三十一年十月二十六日)。
- (42)「社告」(『教海一瀾』第六二号、明治三十三年二月十日)。
- (4) 『『一』:「『『『『『『『『『『『『『『』』』(4) 明治四十二年二月二十七日発行。毎週一回発行。翌四十三(4)
- (4)「特別社告」(『教海一瀾』臨時増刊第一、明治四十二年二

月五日)。

- 45 三月一日)より月一回。 年四月二日) より月二回発行。 治三十四年二月五日)より月三回。 『教海一 瀾 より週 の発行回数は、 回。 第四七五号 第四五六号三月号 創刊時月二回。 第二〇〇号 (明治四十三年十月一日) (明治四十二年 第八六号 (明治三十七 明
- (47)「真宗本願寺派宗制寺法」第五章法度 第二十二条、明治本願寺所蔵。 本願寺所蔵。 本原寺所蔵。 第五章法度 第十九条、明治十三年、
- 「教海一欄」第九○号、明治三十四年三月十五日)。(48) 「法度第二号」明治三十四年三月十五日(「本山録事 法度」
- めて本願寺の買い上げ停止に言及している。 を求める「社告」は、これ以前からもあったが、このとき始(铅) 『奇日新報』第一二四号、明治十六年十月二十三日。代金
- (5) 上坂倉次前掲論文。
- 同朋舎、昭和五十六年)。 同朋舎、昭和五十六年)。 「新報社建白」提出者毎日新報社主幹 川野善雄。第一五回定新報社建白」提出者毎日新報社主幹 川野善雄。第一五回定(51) 「新報社へ十二月分補助金ノ建議」提出者宮本恵順。「毎日
- 一九号、明治二十四年八月二十一日)。(52)「訓告第四号」明治二十四年七月二十七日(『本山月報』第
- 明治二十五年九月二十一日)。(53) 「甲達番外」明治二十五年七月二十日(『本山月報』第二九号、

- 54 誌 掲書)。 年 から近代へ 一十七年)。 -間仏教関係新聞雑誌目録」は七六○とする(中西直樹 明治時代の仏教系新聞・雑誌の発行数については、 大谷栄一は八八〇とする(「近代仏教にみる新聞 演説」 第五巻 島薗進他編 書物・メディアと社会』春秋社、 『シリーズ日本人と宗教 「明治 -近世 平成 編 雑 前
- (55) 干河岸貫一(一八四八~一九三〇)…福島県本願寺派大乗 者略 千葉乗隆編 より印刷人と署名する。 社後 五十六年)。 総代会衆となる。 《は明治三十七年二月十五日から二月二十一日》 『大阪日報』 伝 『奇日新報』の社長あるいは持主兼印刷人、 明治大正言論資料 『本願寺宗会百年史 を経て『教海新潮』主筆となる。 (宮武外骨・西田長寿 明治三十七年第二九回臨時集会 20 史料編 みすず書房、 『明治新聞雑誌関係 Ŀ 同朋舎、 昭和六十年、 第五〇四号 から集会の 真報社を退 昭和 **会**
- 56 上坂倉次前掲論文。
- 57 二十四日) 日 第八号」明治三十三年七月十七日 年第二五回定期集会 新報』第六号から編輯兼印刷と署名し、その後、 山本貫通 干河岸貫一に代り持主兼編輯人と署名する。 第七三号、 から集会の総代会衆となる。 (?~一九二三) …東京都本願寺派妙延寺。 明治三十三年七月二十九日 (会期は明治三十三年十月三日から十月 (「本山録事 注 (55)及び、 達示」 明治三十三 編輯 奇
- 58 二一号、明治二十四年十月二十九日)。 「訓告第六号」 明治 一十四年十月二十三日 (『本山月報 第

樹先生より、 本稿を作成するにあたり、 数多くの資料の提供、 (ながせ ゆみ 龍谷大学文学部教授中西直 本願寺史料研究所研究助 及びご教示をうけました。 手

(付記)

* * * * *

*

ここに心からの謝意を表します。

【近世の本願寺、その日その日】 左右田昌

蓋の裏のご飯粒です。本来のテーマを忘れないようにと 間からすると、こちらの方が多くなっています。 目は、 反省しつつ、真面目に、苦しみつつも取り組んでいます。 な感覚でしょうか、性分でしょうか、最初に食べるのは 兼用ですが、史料の解読入力や執筆につぎ込んでいる時 粒」という感覚です。 世史料が詰まった弁当箱の蓋の裏にくっついているご飯 近世の本願寺、その日その日」で取り上げてい 筆者の本来の研究テーマからすれば「本願 史料の探索は本来の研究テーマと 世 震寺の近 代的 . る項

【本願寺と大通寺】

二〇一九年。 書いてみます。 願寺と大通寺 項目【養老亭】(種智院大学密教学会『密教学』 別荘特集となった「近世の本願寺、その日その日」 律・ 一九七九年〉 以下、 (日本歴史地名大系27『京都市の地名』 によれば、 前稿と省略)で予告したように、 |論の兼学寺院) 鎮守の六孫王社の北に位 の関係について少し 五五号、 伞

示しておきます。

ので、 ます。 日記 ともにその詳細を筆録しています。より詳 は前稿でその関係の深さを強調する書き方をしました。 関係をどのように理解するのかという点について、 神事に御成していたことや、 大通寺に避難したことを記しました。このような両者 晦日の大火災に際して、 「月十三日に広如宗主は、 前 つの事例を紹介してみましょう。弘化四年(一八四四 稿では、 この時 弘化四 晟章殿記録」 年四 0 本願寺の宗主が大通寺で執行される六孫 一御成については、「諸日記」 月十四 弘化四年四月十三日条の一 本願寺の宗主や家族、 日条ですが、 歩行で内々に大通寺へ御成し 天明八年 記事 (一七八八) 「晟章殿記録 が長すぎます 細なのは 法宝物 部を提 正 一諸 月 Ė

大通寺

を

が

特

特

が

オ

オ

オ 左 右衛門 別 莊垣御 成二 付 御 供供 如

中 略

大通 對対顔 青々中多門院立入御 御意有之 暫 ||夕御 休 息 同 院 _ 而

実法院

成就院 清凉院

右同院ニ『御待請(中略)

藪内紹智

長沢蘆洲

参詣、 右相 夫
ら
宝
物
類
御 済 御 順路社檀 御用意之上御案内上ル、 順覧、 前御拝礼席御設 方丈玄関より還御、 治 治 治 主 治 方 敷 之 上 江 多門院 櫛笥別 ょ 御 拝 ŋ 御

には、 きます。 うにして形成されたのかという疑問が、 まいます。 す。このような事例を提示すると、 こない、 広如宗主が拝礼するための設えもすべて大通寺側 かなり深い関係が形成されていたようにみえてし 大通寺の塔頭をあげての受け入れだったようで そうなると、では、 そのような関係はどのよ 本願寺と大通寺の間 筆者には湧 が

ます。 の方向 主が、 た御 たものであるとあります。 陀仏像が親鸞聖人の持尊で、 仏像の開帳は二月十五日とありますので、 の項目の詞書には、 ネットで公開しています) な伝承に基づいて、 本願寺と大通寺の関係で、ここまで記したことと反 都名所図会』 成 御 大通寺に御成したのでしょうか。 で理解をしなければならないような記事も存在 が確認できないことに引っ H 次所 (国際日本文化研究センター 臨 寂如宗主をはじめとする本願寺の宗 大通寺の宝蔵に所蔵されている阿弥 時 取計窺帳」 近世に存在していたこの の「万祥山大通寺遍照心院 山科本願寺に安置され 掛かりを感じます。 (三十五番) しかし、 開帳に合わ がインター 安政 阿弥陀 四 よう 7

八五七)二月二十二日条を紹介します。

一月廿二日

帳 物等取調候処、 之儀者最初二取調不仕候、 別而大御迨夜ニ而、 回忌所見仕候処、 先例取調候処、 大通寺台六孫王経基公九百 (脇両人 面等取寄、 ✓ 着用 網 ぞ 将 亦候取調候処、 御成被為在候、 文化四丁卯年四月十一日八百五十 御記録ニ筆記 辰刻御 御成不被為在奉存候 出門二一 乍併御備物并御尋被 [回御忌ニ付為知有之、 為御参金 鼠無之、 尤当度者御法事中、 御先三人・ 依而大御 間 仲 御 御 遣 成

金五百疋 大通寺江

御使綱所 中

何、 相見候、 八百回忌宝暦九己卯年取調仕 右之通 此段奉伺)被遣 乍去 適例文化度節之通、 (候派、 外ニ御尋等被 候得共、 当度被遣候 者無之候、 御記録ニ不 ^流如 依

得者御宜奉存

御差支候様、

御

使之人体

: ゟ申

聞

置

候

流被

遣

候

敷

於候間、

御寄附二被成遣

尤御□号御印

当度者御成も無之事故、

御参入金と申

Ł

如

窺之通、二月廿八日下知

執筆した筆者にしてみると、 前 稿で本願寺と大通寺 Ó 関係を強調 少し不思議な事態が展開 するような方向

> 無之」(おそらく御日次所に蓄積されていた記録 際して何を寄付したのかを調査しませんでした。 だからとして、 係の薄さの のような事態からすると筆者には、 査してようやく寄付の状況が判明したというのです。 は今回は法事中の御逮夜であるので宗主の御成は で本願寺に寄附を求めたことに対し、 ているように感じます。 いう状況であったので、 御 『備物并御尋被遣物等』を調べたところ「御記録筆記 印象が湧いてきます。 文化四年 大仲居の帳面を取り寄せ、 大通寺が六孫王源経基九 (一八〇七) 本願寺と大通寺の関 の八百五十回忌に 本願寺の役 入たち 類) しかし、 ない 百回 再 調 لح

いた宝 安政六年六月十七日条によれば、 ては、 月日条にも同じ記事が筆録されています。 程」だったようです。 寺に何を献上したのかは記録にみえないという点につい 六孫王源経基九百回忌の二年後の記事ですが、 宝暦九年 冊子によっては何が書かれているの 一層期以 次のような状況が関係していたかもしれません。 (一七五九) 前の記録にはすべて虫損が発生してい 臨時取計窺簿」 の六孫王源経基八百回忌で大通 御日次所では保管して 四十 か 番 取調も難仕 「諸日記 0 、まし 同

も六ケ敷奉察候」とあります。 録 提示します。 「臨時取計窺簿」 も有 虫 都而虫 **石損による欠損の少ない** 之、 敗こ 実以御 一相成、 室御 中ニョ取調も難仕程ニ 太切之書物、 「臨時取計窺簿」 」には、「宝暦度以前之御記 安政六年になって御日 右様 相成行候者所 相成候 方を少し

何

と考えています)。 記録の保管体制状況について、 政 所 た可能性があるでしょう 《四年段階でもすでに御日次所の記録はかなり痛んでい の記録が一気に虫害にあったとは考えにくいの (近世本願寺における日次記 別に項目を立てられれば で、 安

六百回忌について次のようにあります。 介しましょう。「臨時取計伺帳」(五十六番) 一八六六)七月五日条には、 本願寺と大通寺の関係について、 大通寺開山 もう一つ記事 の真空上人 慶応二年 を紹

七月五 Н 伺

而者当度始而之儀与被存候、 之ニ付同寺垣問合仕候処、 拾回忌之節、 先例取調仕候処、 三御所様ゟ為御供養御斎料銀壱枚ツ献上ニ付 献上物并被下物等悉皆諸書二筆記 宝暦度五百回忌・文化度五百五 開山宗師真空上人六百回忌ニ 依而類例取調仕候処 別紙之通申越候、 右ニ 無

安政四巳年三月

六孫王経基公九百回御忌ニ付

御寄附之

金五百疋

右之類例も有之候ニ付、 当度左之通被遣候而者 如

為香儀

金七百疋

又者法事ニ付為御尋

%珀糖五: 棹

右奉伺

「南谷長老ニ候(紫筆) **奠ニ**も可然、 琥珀糖五棹之方、 ハハ、、 開 七月七日下知 山之事ニ為御尋、 御 因縁有之候ニ付 銀三 御香

事と、 が御日次所には存在していたはずです。 議さを感じます。 経基の遠忌を類例としていないことに、なんとも不思 の遠忌に対する献上品について、 経基の九百回忌に際して何を献上したかについては、 違があるにしても、 大御仲居の帳面にあった文化四年の八百五十回忌の記 臨時取計窺帳」(三十五番、安政四年二月二十二日条 六孫王源経基の遠忌と開山真空上人の遠忌という相 それに基づいた九百回忌の記事が筆録され 本願寺が安政四年三月の六孫王源 本願寺側が六孫王源 開山真空上人

忌も「献上物并被下物等悉皆諸書ニ筆記無之」ので、 よれば、 年三月の六孫王源経基九百回忌の事例を類例としてい 大通寺に問い 本願寺は、「臨時取計伺帳」 宝暦年間の五百回忌も文化年間の五百 合わせ、 その回答内容に基づいて安政四 慶応二年七月五 日 五十回

大通寺側の回答も、 開 山の遠忌ではなく、 六孫王源

事例に基づけば、 ように「当度始言之儀」であったのでしょう。 ということは、 案外あっさりした関係であったという印象になります。 真空上人の遠忌に本願寺 0 九百回忌につい 臨時取計 両者の関係は希薄とはいいませんが、 ての が 霓帳」 事例であったわけですから、 「御供養御斎料」を献上する の筆録者が記している これら

係は、 だと理解できそうに思えてきました。 でしょうか。この方向で考えると、本願寺と大通寺の関 もなった祭礼を芸能として観覧しているということなの 社の神事に参拝しているのではなく、華やかな舞楽をと 0 庭を本願寺の宗主が拝見させてもらうことによって両者 老ニ候ハ、、 ら特別な事例ではなく、 います)、 もしれません。本願寺の滴翠園や飛雲閣なども諸家から 関係の基礎が形成されたのかもしれません。 依頼によって、 両者の関係を考えるヒントは、 家からの滴翠園の拝見依頼についても興味を持って 近世の京都における寺家同士の関係としてことさ 作庭で有名であった南谷上人が作った塔頭 たんに本願寺に近い場所に位置する寺院 御因縁有之候ニ付」という記述にあるの 拝見の 何の不思議 対象となっていたわけですから 最後の朱筆の もな 般的 その 「南谷長 ソ関係 神 0 か

によると、 連署状と、 月二十七日条には、 留役所 大通寺では翌弘化四年三月十三日から「 塔頭多聞院 大通寺惣代清凉院と同 山城諸記」 0 添状が筆録され 四十一 番 てい 役者成就院 弘化 、ます。

> 個別の背景があったのかもしれません。 弘化四年四月十三日の広如宗主の御成には、 る仏具類一式を本願寺に ための道具類や書院の飾り付け、 どの仮屋を仮設することを計画します。 方丈ではなく別殿に安置し、 聖人御念持仏阿弥陀尊」 (実際に貸し出されたと考えられます)。 を 「御恩借」を願 開 諸人拝礼の 「扉」するために、 「阿弥陀尊」を荘 本項 ために五 大通寺は、 い出てい そのような 自で記した、 ・ます その

なったということなのかと思えます。 うことの外に、 本願寺にとっては、 待できるという性格のものであったのでしょう。 道具類の借用だけでなく経済的な援助も、 かもしれません。 な関係と単純に書きましたが、 本項 、目の最後に近世の京都における寺家同 おのずと寺家としての 本願寺との関係は、 芸能として神事の舞楽を楽しむとい 少し言葉を足しても いざというときに 威信を示す場とも あわよくば期 志 0 般

月にもありました。 動きは実現したのかどうかはよく判らないの 陀尊」を安置する仮屋を設けて諸人に参拝させるとい 永三年六月二十日条に記事が じような動きが三年数か月後の嘉永三年 【付記二】 【付記一】で記した「親鸞 留役 所 ありました。 Щ 城諸記」 :聖人御念持 五 (一八五〇) つですが 十 九 仏 阿 同 う 弥

で紹介した『都名所図会』や 今度の動きでは、 という伝承 祖師 が 聖人御念持仏」 付加されて 【付記一】で紹介した弘化 V ます。 13 奉 本 称 八 ツ

は明確ではありません。

「年十月の動きにはまったく登場していなかった伝承ではありません。
と肩書きされていますが、どのような講であるのかで、表具屋清兵衛・杏屋甚兵衛らで、記事には「講中惣内・表具屋清兵衛・杏屋甚兵衛らで、記事には「講中惣京・表具屋清兵衛・杏屋甚兵衛らで、記事には「講中惣」と肩書きされていますが、どのような講であるのかで、あらたに付加された伝承ではないかと考えています。

という方法によって、「八ツ藤弥陀」を安置する「庵室」 寺としたい。 を建築し、将来的には「一寺」に「取建」て本願寺の末 する廃寺があるので、 願寺に提出しました。 暮之御給仕ハ勿論、 奉汲御流候私共ニおゐて者(中略) で、「八ツ藤弥陀」は「元来他派ニ安置御座候事故、 条によれば、 留役所「山城諸記」(五十九 であるので、 鳥羽屋治兵衛らが「講中惣代」として連名 相談の結果として次のような願いを本 秘 これを七条通沿の大通寺領に移す 往古より大通寺には阿弥陀寺と称 物 同様ニ㎜諸人拝礼も難出 番) 従来之御因縁も御座 嘉永三年六月二十日 来 申 朝

には大通寺からも本願寺に対する依頼があってしかるべんらかの経済的利益があり、二匹目のドジョウを狙ったの動向に対する本願寺の動きは、留役所「山城諸記」この動向に対する本願寺の動きは、留役所「山城諸記」で しょっとすると弘化三年の仮屋に安置した「親鸞聖人ひょっとすると弘化三年の仮屋に安置した「親鸞聖人

考えられます。 読めます。おそらく「庵室」の建築は実現しなかったときではないかなどを懸念し、慎重な姿勢を示していると

|本願寺史料研究所委託研究員| |さうだ まさゆき | 種智院大学特任教員

* * *

*

*

編集後記

関しては、さらなる検討が必要です。

「側面に光を当てていただきました。今後、この分野にただきました。この問題は、関係史資料の収集が困難だったという事情もあって、これまで本格的に解明されていたがきました。この問題は、関係史資料の収集が困難だったがきました。この問題は、関係史資料の収集が困難だったがきました。この問題は、関係史資料の収集が困難だったがきました。

まれているように印象付けられました。 だきました。 ぐって、いくつかの関係史料を手がかりに考察していた 難しさには、 本願寺における虫損 た叙述には、 また、 左右田昌幸氏には、 次なる研究課題への展望がいくつも埋め込 いつものように厖大な史料調査を背景とし や状況が異なるにせよ、 们題。 こうした史料の保存と活用 本願寺と大通寺の間 現代に通じるも たとえば、 柄 近 を